

5-3 地域ごとの景観まちづくりの推進

(1) 現状と課題

① 現状

良好な景観の形成のためには、身近な地域の景観の魅力を高めていくことが不可欠です。平成27年第2回市民アンケート^{※17}の結果では、札幌市全体の景観の印象について約8割の市民が魅力があると回答したのに対し、この質問を居住地域に限ってしたところ、その割合は5割強に留まっており、今後は地域の特性を踏まえた「景観まちづくり^{※18}」の取組が一層重要となります。

平成22年(2010年)3月、札幌市都市景観審議会からの提言^{※19}の中で、地域ごとの特徴ある「景観まちづくり」を推進していく必要性について示され、札幌市ではこの提言を受け、以下のような取組を行ってきました。

【提言後の主な取組】

平成21年～平成23年

札幌駅前通地下歩行空間(チ・カ・ホ)の整備をきっかけとして、札幌駅前通北街区地区景観計画重点区域について、札幌駅前通沿道の土地所有者等からなる札幌駅前通協議会と協働で方針や基準等の見直しを実施

平成25年～

路面電車のループ化をきっかけとして、「ロープウェイ入口」、「西15丁目」電停周辺をモデル地区とし、地域住民等と協働で、魅力的な景観の形成に向けた指針を作成するなどの取組を展開



モデル地区位置図



モデル地区における意見交換会の様子

※17 **市民アンケート** 各種施策や事業についての市民への周知度や要望を把握し、今後の施策推進の参考とすることを目的に、市長政策室広報部が行うアンケートのことをいう。(平成27年度は1回あたり5,000人を対象とした調査を計3回実施)

※18 **景観まちづくり** この計画では、市民・事業者等が関わりながら、地域の景観のあり方について検討し、地域特性に応じた魅力的な景観の形成に向けた取組のことをいう。

※19 **札幌市都市景観審議会からの提言** これからの都市景観行政は地域活動の支援、まちづくり意識の醸成を図るなど、新たな展開が必要であり、地域ごとの特徴ある「景観まちづくり」を推進していく必要がある。(平成22年3月「今後の札幌市の都市景観行政のあり方についての提言」より)

② 課題

地域ごとの景観まちづくりを推進するため、これまで、景観計画重点区域の見直しや、モデル地区における取組を展開してきましたが、1-4（2）で示した「これからの景観施策の主要課題」の観点から、現状の取組には特に以下のような課題があると考えられます。

- ・身近な地域の景観の魅力を高める取組を展開する場合、地域住民等の関わりが不可欠
- ・地域ごとの景観まちづくりの取組は、モデル地区において地域住民と協働で取組を始めた段階のため、策定した指針を制度としてどのように位置付けるかが不明確

（2）取組の基本的考え方

（1）の現状と課題を踏まえ、「地域ごとの景観まちづくりの推進」については、以下の基本的考え方で取り組んでいきます。

- 地域ごとの魅力的な景観の形成を推進していくためには、地域特性を生かして積極的に景観を保全・創出していくことが重要
- そのため、地域住民等が主体的に関わる景観まちづくりの取組を推進していく。

（3）主な取組

① 地域ごとの景観まちづくりの多様な展開

ア モデル地区の取組の推進と他の地区への展開

モデルとして平成 25 年度から進めている路面電車電停周辺 2 地区（ロープウェイ入口、西 15 丁目）での取組を、今後も継続して推進します。

また、モデル地区での取組事例を踏まえ、景観まちづくりの取組を他の地区へと展開します。

イ 取組事例等の情報発信

他の地区の自発的な取組を誘発するため、モデル地区における景観まちづくりの取組事例等について、ホームページ等でわかりやすく情報発信します。

ウ 景観計画重点区域等の指定の検討

大規模な再開発等が連鎖的に展開する地区などにおいて、市街地の更新を適切に誘導するため、新たに景観計画重点区域等に指定することを検討します。

エ 景観計画重点区域の見直し検討

既に指定している景観計画重点区域について、地域のまちづくりの進展や機運の高まりに応じて、必要な見直しを検討します。

オ 多様な分野との連携と関連制度等の適切な活用

高次機能交流拠点及びその周辺など、今後、魅力の向上が必要な地域においては、観光振興や都市計画等の分野と連携し、景観まちづくりの取組を展開していきます。また、取組を推進していくにあたり、地区計画など景観の魅力を高めるための関連制度等を、地域の状況に応じて適切に活用することを検討します。

② 地域ごとの景観まちづくりを支える仕組みの確立

ア 「(仮称)景観まちづくり指針」等の制度化

モデル地区での取組を制度の面から支え、他の地区の取組へと展開していくため、地域特性に応じた魅力的な景観を形成するための指針((仮称)景観まちづくり指針)やその対象区域((仮称)景観まちづくり推進区域)、地域の活動等を支える仕組みを新たに制度化します。

なお、この仕組みは、地域住民等が主体となる取組を喚起し、支えるため、景観計画重点区域と比較し、より機動的かつ柔軟な運用が可能なものとして位置付けます。

イ 助成金や景観アドバイザー等の運用のあり方検討

景観まちづくりの取組を持続的に展開していくため、(仮称)景観まちづくり指針に基づく取組に対し、助成金や景観アドバイザー等の柔軟な制度のあり方について検討します。

【ロードマップ】

主な取組	短期的な取組 (概ね5年)	中・長期的な取組
①地域ごとの景観まちづくりの多様な展開	<ul style="list-style-type: none">モデル地区の取組推進と他の地区への展開取組事例の情報発信重点区域の見直し検討重点区域等の指定を検討多様な分野の連携等	<ul style="list-style-type: none">他の地区への展開取組事例の情報発信重点区域の見直し検討重点区域等の指定を検討多様な分野との連携等
②地域ごとの景観まちづくりを支える仕組みの確立	<ul style="list-style-type: none">景観まちづくり指針の制度化助成金や景観アドバイザー等の運用のあり方検討	—

(4) 取組を支える制度と運用の考え方

① (仮称) 景観まちづくり指針及び(仮称) 景観まちづくり推進区域

ア 条例等に以下の制度を位置付け、適切に運用します。

【趣旨・目的】

- ・市民・事業者等が関わりながら、地域の景観のあり方について検討し、地域特性に応じた魅力的な景観形成を図る取組を推進するため、所要の制度等を位置付ける。

【(仮称) 景観まちづくり指針の位置付け】

- ・指針の内容は、札幌市景観計画に即したものとする。
- ・地域住民等と市が協働で指針を策定し、その内容を共有する。
- ・指針の策定にあたっては、札幌市都市景観審議会の意見を聴くこととする。

【(仮称) 景観まちづくり指針に定める事項】

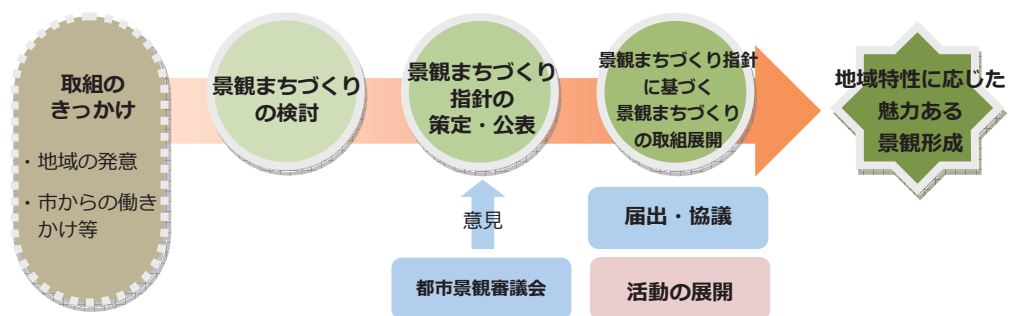
- ・対象区域 ((仮称) 景観まちづくり推進区域)
- ・目標・方針
- ・基準、届出対象
- ・活動 など

【届出・協議との連動】

- ・事業者等は、対象区域内で建築行為等を行う際には、指針に定められた届出対象に該当した場合、市に届出を行う。
- ・届出を受けた市は、景観計画区域における景観形成基準に加え、指針に定められた基準等を踏まえ、事業者等と協議を行う。

【地域住民による取組等】

- ・地域住民等が主体となり、指針に定められた活動を推進していく。また、市は活動を適切に支援する。
- ・対象区域内での届出について情報を共有するなど、届出・協議に対する地域住民等の関与のあり方について検討する。 など



景観まちづくりの展開イメージ

【その他】

- ・ 景観計画重点区域は、景観計画に方針等を定めるものであることから、区域等の決定や変更には法及び条例の規定に基づき、景観計画自体の変更手続きが必要。

一方、景観まちづくり推進区域は、景観計画に即して定める景観まちづくり指針に位置付けられるものであることから、区域の決定や変更は景観計画自体の変更手続きは不要。

② その他取組を支える制度等

ア 景観まちづくり助成金

市は、良好な景観の形成に寄与する活動に要する経費の一部を助成することができます。

5-4 景観形成に関する普及啓発

(1) 現状と課題

① 現状

市民・事業者等の協働により、良好な景観の形成を進めるためには、普及啓発の取組が重要です。札幌市では、これまで以下のような普及啓発の取り組みを行ってきました。

【主な取組】

<札幌市都市景観賞>

景観の形成に寄与している建築物や取組等を表彰する制度として、昭和 58 年（1983 年）から平成 21 年（2009 年）まで隔年で開催しました。

- ・全 14 回開催（表彰件数：建築物等 47 件、公園・緑地等 20 件、市民参加・イベント等 14 件）

<子どもへの景観教育>

平成 19 年度（2007 年度）より、将来の都市づくりを担う子ども達に都市計画や景観に興味を持ってもらえるよう、「ミニまち^{※20}」の配布を行うとともに、市内の小学校において、ミニまちを活用したミニまち講座（出前授業）を実施しています。

また、実際に街並みを見ながら都市計画の仕組みやルールをわかりやすく説明するため、市役所屋上や JR タワー展望台での「まちなみ案内」も併せて実施しています。



ミニまち講座の様子

<市民主体の景観資源選出等の取組 ～好きです。さつぼろ（個人的に。）>

札幌市都市景観賞について、より効果的な普及啓発を目指して見直すこととし、平成 24 年度（2012 年度）から平成 26 年度（2014 年度）まで、市民（運営委員会）による主体的な取組を試行的に展開してきました。

- ・市民による良好な景観の掘りおこしと発信

市民の個人的に好きな景色等を募集

⇒ 人気投票（景観総選挙（上位 48 件選出））

⇒ 景観まちづくりカードゲーム（景カード）の作成・活用

- ・多様なイベントの実施：まち歩きイベント、トークフォーラム など



イベントの様子

※20 ミニまち 子ども向けに都市計画をわかりやすく解説した本（札幌市発行）。なお、ミニまちを活用した一連の取組は、平成 24 年度（2012 年度）都市景観大賞（主催：「都市景観の日」実行委員会、後援：国土交通省）景観教育・普及啓発部門 優秀賞を受賞

② 課題

現状にあるとおり、これまで様々な取組を重ねてきましたが、1-4(2)で示した「これからの景観施策の主要課題」の観点から、現状の取組には特に以下のような課題があると考えられます。

- ・取組の計画上の位置付けや個別の取組相互の関係性が明確でない。
- ・取組の持続性・発展性が確保されていない。
- ・良好な景観の形成に資する取組や事業等を認め、周知する仕組みが必要
- ・多くの市民・事業者等へと取組が広がっていない。

(2) 取組の基本的考え方

(1)の課題を踏まえ、「景観形成に関する普及啓発」については以下の基本的考え方で取り組んでいきます。

- 良好な景観の形成に向けた取組を広げていくためには、市民・事業者等の関心を高め、自発的な取組を促進することが重要
- そのため、景観への関心の高まりに応じた多様な普及啓発の取組を展開していく。

(3) 主な取組

① 景観に関する教育と体験の機会の提供

ア 子どもへの景観教育

景観に関する意識や考え方を醸成するため、これまで行ってきた「ミニまち」を活用した子どもへの都市計画や景観についての教育の取組を今後も実施します。

イ 市民等との協働による普及啓発の取組

市民主体の景観資源選出等の取組「好きです。さっぽろ（個人的に。）」の成果と課題を踏まえ、より多くの市民・事業者等に波及する効果的な取組を検討して実施していきます。

② 多様で効果的な情報発信

ア わかりやすく多様な情報発信

情報の受け手の関心等に応じて、以下のような多様な情報発信を行います。

- ・事業者等に向けた制度の周知

届出・協議など、主に事業者等に関わる制度等について、わかりやすいパンフレットを作成し、周知します。

- ・広く市民等に向けた「札幌の景観色 70 色」や景観資源等の紹介

「札幌の景観色 70 色」（別表 3 参照）や景観資源等のリストと位置図など、広く市民に関心を持ってもらえるような紹介を行います。

- ・取組を行う市民等に向けた良好な事例の紹介

市民等が取組を行う際の参考となるよう、地域での景観まちづくりの取組や景観資源の活用など、良好な事例を、その過程も含めて紹介します。

イ 多様な情報発信ツールの活用

適時適切に情報発信を行うため、冊子等のもとより、ホームページやソーシャルメディア^{※21}といった多様なツールを有効に活用します。

③ 市民・事業者等の自発的活動を促進する施策の充実

ア 市民・事業者等が自発的に活動を行う際の支援

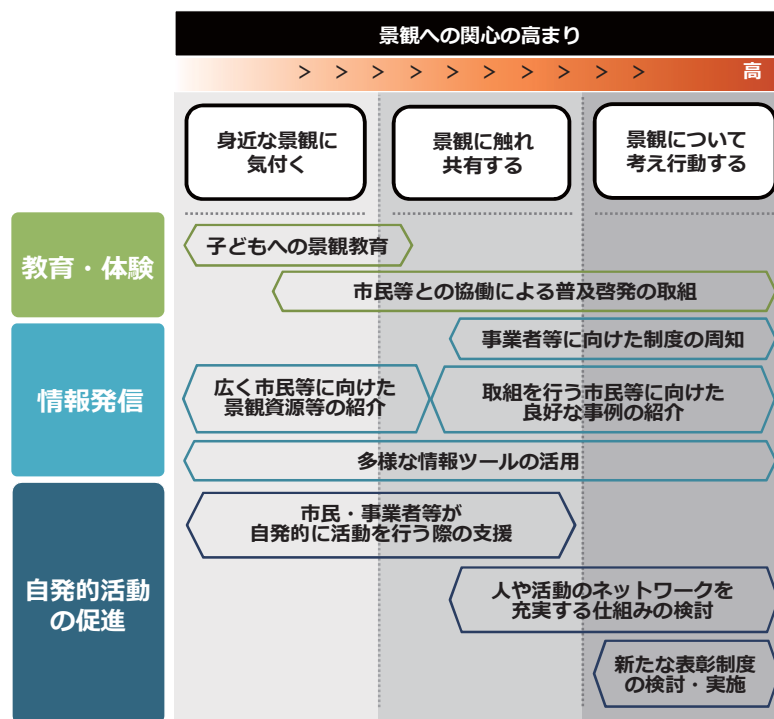
市民・事業者等が自発的に活動を行う際に、景観アドバイザーの派遣や助成などを通じて、適切に支援します。

イ 人や活動のネットワークを充実する仕組みの検討

市民・事業者等の個々の活動が広がり、相互につながって連鎖的に展開していくよう、景観整備機構^{※22}の指定、専門家や活動団体の認証など、人や活動のネットワークを充実する仕組みの検討を行います。

ウ 新たな表彰制度の検討・実施

市民・事業者等が良好な景観の形成に意識を向け、市民・事業活動等の中で自発的取組を行うきっかけとなるよう、良好な景観の形成に資する優れた建築物や活動等を評価する新たな表彰制度について検討・実施します。



※21 ソーシャルメディア SNS、ブログなど、インターネットを利用して個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称

※22 景観整備機構 民間団体や市民等による自発的な景観の保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する一般社団法人、一般財団法人又は NPO を景観行政団体が景観整備機構として景観法第92条に基づき指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度

第6章

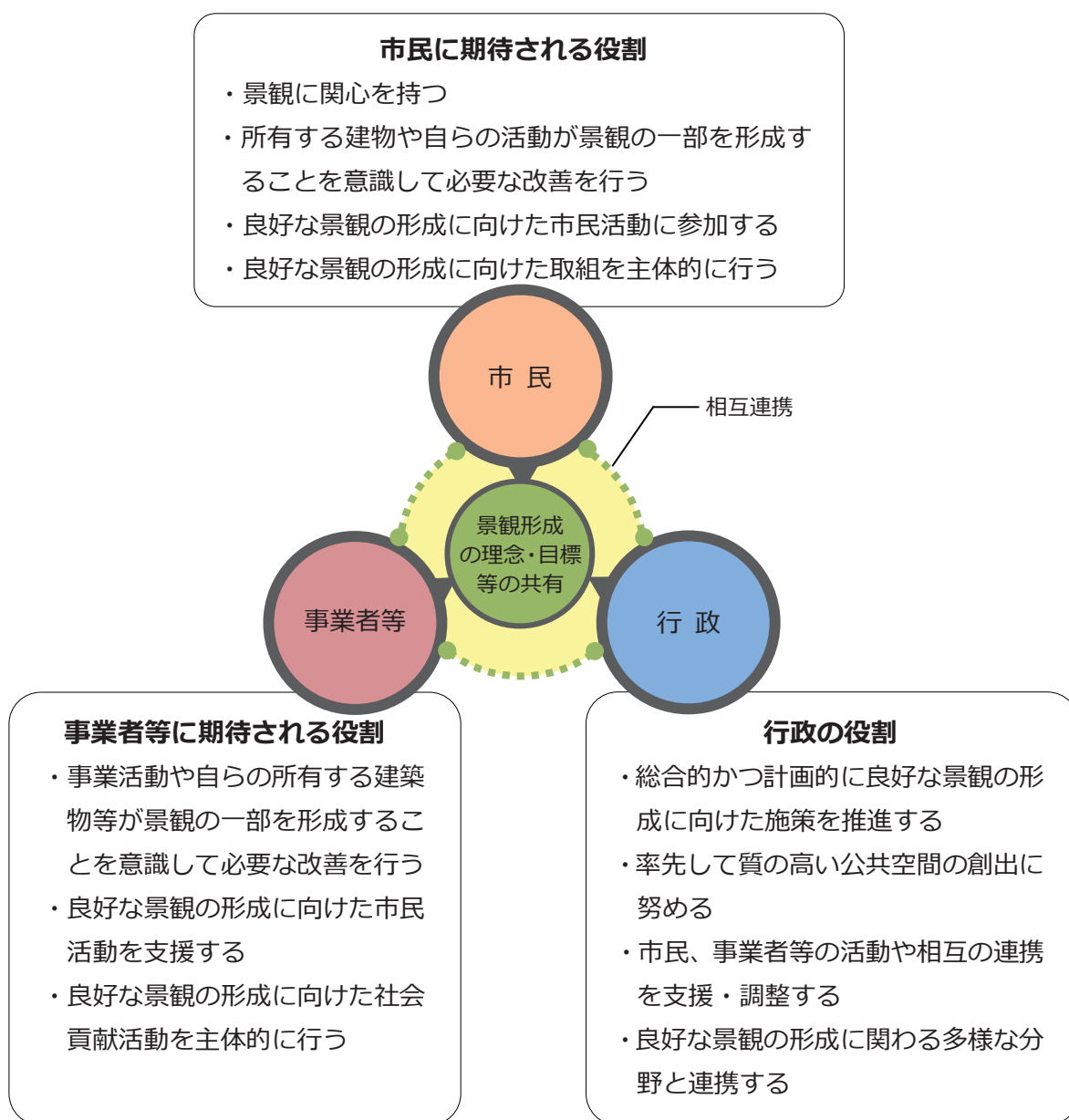
計画の推進にあたって

第6章 計画の推進にあたって

6-1 計画の推進体制

良好な景観の形成を実現するためには、市民、事業者、行政等が相互に役割を担い合うことが重要です。

この計画の推進にあたっては、各主体が理念や目標を共有し、それぞれ以下のような役割を担って相互に連携して取り組んでいきます。

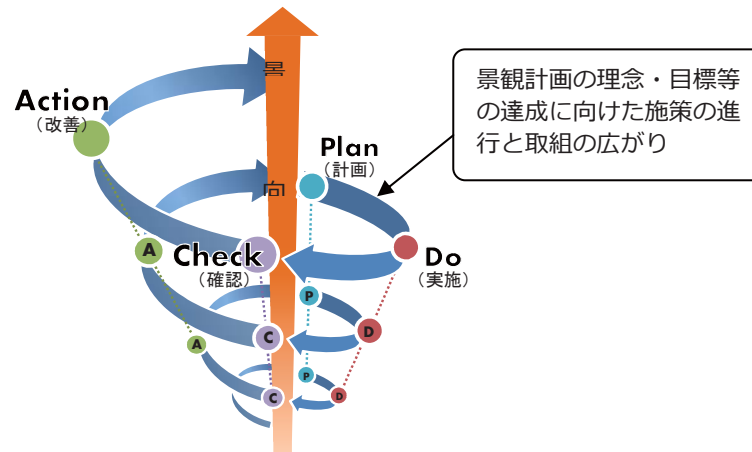


推進体制のイメージ

6-2 計画の進行管理

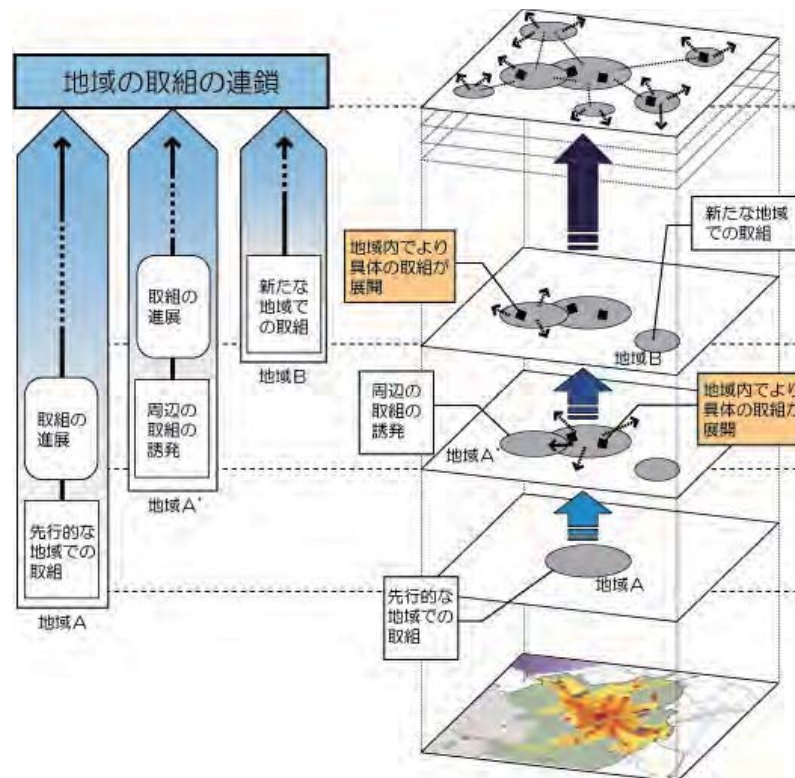
(1) PDCAによる進行管理

計画の進行管理にあたっては、この計画(Plan)に基づく具体的な取組を展開し(Do)、その結果を検証して(Check)、必要な改善を行う(Action)サイクルを繰り返すことで、段階的かつ継続的な発展(スパイラルアップ)を図っていきます。



進行管理のPDCAサイクル(イメージ)

また、札幌全体の景観の魅力を高めていくために、地域の個々の取組が地域の内外での新たな取組を誘発し、それらが相互に関係付けられながら連鎖的に展開されることを目指します。



地域の取組の連鎖

(2) 活動指標及び成果指標による進行管理

この計画に基づく個別の取組の進行管理は、第5章のロードマップを活動指標として行います。

また、計画全体の進行管理のためには、成果指標を設定することが効果的です。その成果指標としては以下のものが考えられますが、現時点で十分なデータ等の蓄積がないことから、今後、定期的なアンケート調査を行うことなどを通じ、成果指標のあり方について検討していきます。

- 札幌の景観に対する市民の評価（札幌全体・地区別）
- 景観施策についての市民の認知度
- 景観まちづくりの取組を行っている地区数



別表



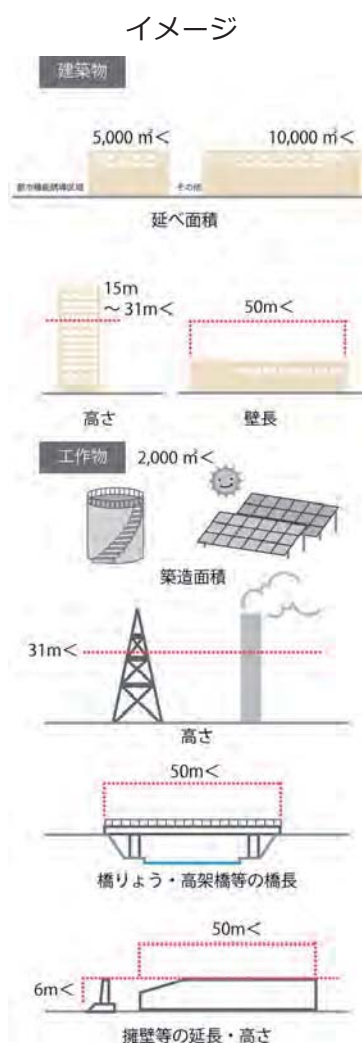
別表 1

1-1 景観計画区域における届出対象行為

【届出対象行為】

- ① 建築物及び都市景観条例施行規則で定める工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築、移転、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更(以下別表1で「建築等」という)で、以下の規模に該当するもの。(ただし、増築にあつては、増築部分のみが届出対象に該当しないものは届出不要。なお、当該増築の前は届出対象に該当せず、当該増築をもって届出対象となるものは届出が必要)

届出対象規模			
建築物	延べ面積 ^{※23} が 10,000 m ² (札幌市立地適正化計画の都市機能誘導区域内にあっては 5,000 m ²) を超えるもの		
	高さ ^{※24} が 31mを超えるもの(高度地区の指定がない場合)		
	ある場合 高度地区の指定が	高度地区の種類	高さ
		18m高度地区 24m高度地区	15mを超えるもの
		27m高度地区	18mを超えるもの
33m高度地区		21mを超えるもの	
上記以外の地区	31mを超えるもの		
壁面の長さ ^{※25} が 50mを超えるもの(高さが 10mを超えるものに限る)			
工作物	橋りょう・擁壁等を除く	築造面積 ^{※26} が 2,000 m ² を超えるもの 高さが 31mを超えるもの	
	橋りょう・高架橋等	橋長が 50mを超える橋りょう、又は高架橋等	
	擁壁等	延長が 50mを超え、かつ高さの最大が 6mを超える擁壁等	



※23 延べ面積 建築基準法施行令第2条第1項第4号の「延べ面積」をいう

※24 高さ 建築基準法施行令第2条第1項第6号の「建築物の高さ」をいう
(ただし、建築物に設置する工作物は設置面からの高さとする。)

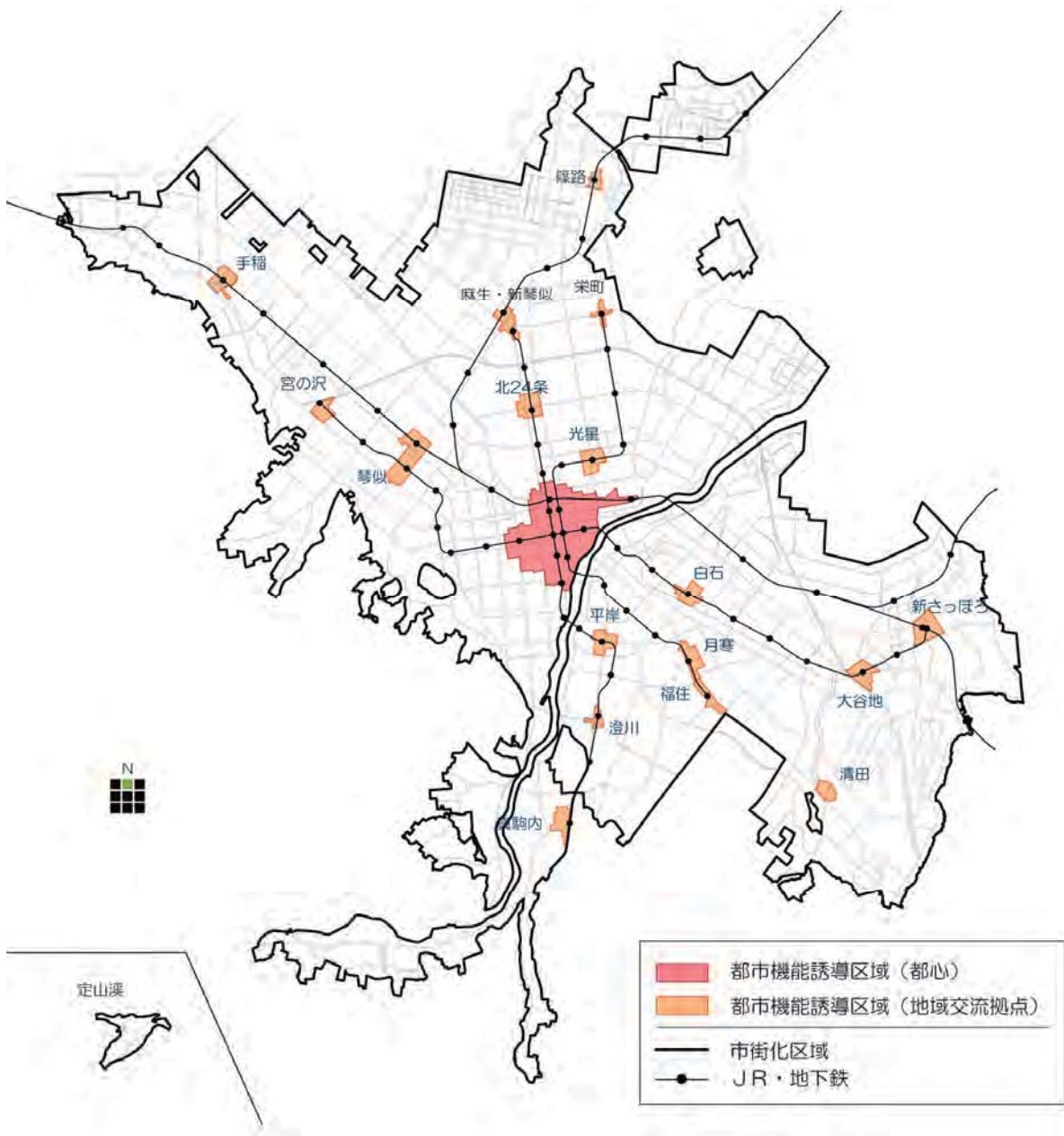
※25 壁面の長さ 前面道路の境界線から垂直方向に建物を見たときの見付の壁面の長さをいう

※26 築造面積 建築基準法施行令第2条第1項第5号の「築造面積」をいう

【特定届出対象行為】

届出対象行為のうち、以下の要件に該当するものについて、特定届出対象行為とする。

- ② 札幌圏都市計画高度地区規定書第 3 項の規定により、建築物の高さが、同規定書第 1 項の規定による限度を超えるものの建築等（ただし、都市計画法第 8 条第 1 項第 6 号の「景観地区」の区域内における建築物の建築等を除く。）
- ③ 都市計画法第 8 条第 1 項第 3 号の「高度利用地区」の区域内における建築物（その容積率が、用途地域（都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の「用途地域」をいう。以下同じ。）に関する都市計画において定められた容積率の数値以上のもの、又は、建築基準法第 59 条第 4 項の規定による許可に係るものに限る。）の建築等
- ④ 都市計画法第 8 条第 1 項第 4 号の「特定街区」の区域内における建築物（その容積率が、用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値以上のもの、又は、その高さが、建築基準法第 56 条、同法第 56 条の 2 若しくは札幌圏都市計画高度地区規定書第 1 項の規定による限度を超えるものに限る。）の建築等
- ⑤ 都市計画法第 8 条第 1 項第 4 号の 2 の「都市再生特別地区」の区域内における建築物（その容積率が、用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値以上のもの、又は、その高さが、建築基準法第 56 条、同法第 56 条の 2 若しくは札幌圏都市計画高度地区規定書第 1 項の規定による限度を超えるものに限る。）の建築等
- ⑥ 都市計画法第 12 条の 5 第 3 項の「再開発等促進区」を定めた地区計画の区域内における建築物（建築基準法第 68 条の 3 第 1 項から第 4 項までの規定による認定又は許可に係るものに限る。）の建築等
- ⑦ 都市計画法第 12 条の 8 の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画（高度利用型地区計画）の区域内における建築物（その容積率が、用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値以上のもの、又は、建築基準法第 68 条の 5 の 3 第 2 項の規定による許可に係るものに限る。）の建築等
- ⑧ 都市計画法第 12 条の 10 の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画（街並み誘導型地区計画）の区域内における建築物（建築基準法第 68 条の 5 の 5 第 2 項の規定による認定に係るものに限る。）の建築等



札幌市立地適正化計画における都市機能誘導区域

1-2 景観計画区域における景観形成基準

【建築物】

	配慮項目	基本的視点	誘導基準
遠景	地形や水辺などの自然環境を生かす	地形	山地、丘陵地、扇状地、平地といった札幌の地形の特徴を尊重するとともに、それらの手がかりとなる植生、水辺・河川、微地形など地域固有の自然環境を景観の骨格として生かす。
		植生	
		水辺・河川	
	山並みやランドマークへの見通しに配慮する	視点場 ^{※27} からの見え方	市街地の背景となる山並みは、方向や広がりを確認でき、四季の彩を演出する重要な要素である。また、街並みのシンボルとなる建物や樹木などのランドマークも、景観を特徴付ける貴重な要素である。そのため、これらを確認できる主要交差点、主要道路、主要河川等からの見通しに配慮する。
		歴史的なまちの遺構を生かし、質を高める	歴史と文化
	原風景		
	街並みとの連続感をつくる	低層部の軒高	歩行者の視線レベルにある建物の低層部において、隣り合う建物の軒高や壁面の位置や素材、敷地際のしつらえに配慮し、街路樹及び歩道部と一体となった表情豊かで楽しく歩ける街並みをつくる。
		壁面線	
		敷地際のしつらえ	
		街角等	
		隣接敷地との関係づけ	
	オープンスペースのしつらえ	オープンスペースのしつらえ	公開空地やプレイロット ^{※28} 等のオープンスペースを設置する際には、みどりを効果的に配置し、使用者にやさしい仕上げとするとともに、建築デザインとの関係性や周囲の街並みとの調和に配慮する。
歩行者の視点でのスケール感を大切にする		圧迫感の軽減	建物の立面の分節化などにより、通りに対するボリューム感の軽減を図るとともに、低層部の用途やしつらえ、開口部の位置や大きさに配慮することにより、街並みを彩る沿道の景観を形成する。
	低層部の用途		
	開口部の位置や大きさ		
地域特性に配慮した色彩を考える	外壁等の色彩	外壁等の色彩については、北の自然を基調としながら、周囲の街並みとも調和するよう配慮するとともに、アクセントとなる色彩は、面積を抑えた効果的な使い方とする。具体的には、別表3「色彩景観基準」による。	
	アクセントとなる色彩		
中景			

※27 視点場 視点（見る人）が位置する場。

※28 プレイロット 敷地内に設ける比較的小規模な遊び場。

遠 景	中 景	近 景	意匠に配慮する	ファサードデザイン※29	目新しさや話題性にデザインの原点を求めず、周囲の質感・素材感との調和を心がけるとともに、華やかな装飾を避け、汚れが目立たない工夫を施すことなどにより、将来に渡って陳腐化しない持続可能なデザインとする。		
				外壁の仕上げ			
				照明		暖かみのある光環境を基本とし、場所の特性に応じた照明による演出を行う。なお、激しく動光が変化するものや華やかなものは原則として使用しない。	
				雪に配慮する	落雪等対策	北風や落雪に配慮して、建物の配置や形態、外壁形状等を考える。	
					冬の快適性	冬でも快適に暮らせるよう雪の堆積スペースを確保するほか、雪の美しさを見せることができる仕掛け等も検討する。	
				付帯工作物等に配慮する	屋外設備	通りなどからの見え方に配慮し、なるべく景観を阻害しない位置に設けるか、やむを得ない場合は目隠しを施す。	
					物置・柵等の工作物	自転車置き場やゴミ置き場、物置など敷地内に付帯する工作物は、建築デザインとの関係性を十分考慮し、建築本体への取り込みを図るか、やむを得ない場合は歩行者に対して閉鎖的にならないよう配慮して、目隠し等による修景を行う。	
				外構に配慮する	ユニバーサルデザイン	通りから建物へ至るアプローチは、周辺景観に配慮したデザインとするとともに、段差を設けず滑りにくい素材を使うなど誰にでも使いやすいデザインとする。	
					アプローチのしつらえ		
					駐車場等の修景		駐車場や業務用出入口等は、配置や敷地外との搬入出口に十分配慮し、通りに対する修景を図る。
					みどりの演出		通りや広場、水辺、建物の壁面などに対して、効果的なみどりの配置を図る。また、既存樹木との共生、四季の変化、地域の環境といった要素を考慮して、適切な樹種を選定する。
				広告物などに配慮する	掲出の方法	建物デザインや街並みとの調和を考慮して、場所の特性に合わせた掲出の方法、色彩デザインや照明計画を考えるほか、複数個の看板が予想される場合には集合化を図る。なお、激しく動光が変化するものや華やかなものは原則として使用しない。	
					色彩や照明		
					集合化		
	景観の維持・管理に配慮する	オープンスペースの活用	公開空地やプレイロットを設置する際には、街並みに調和した活用がなされるよう、誰がどのように利用するかなどを考慮する。				
		維持・管理手法	新築時はもとより、将来に渡って景観の質が確保されるよう、維持・管理の体制やルール、役割分担等について事前に明確にする。				

※29 ファサードデザイン 建築物の正面のデザイン。

【工作物】

	配慮項目	基本的視点	誘導基準	
共通	自然環境を生かす	地形・水辺	地形や水辺などの自然環境を生かすとともに、地域固有の植生などにも配慮し、街並みや山並みと一体となった風景を創出する。	
		植生		
橋りょう・高架橋等	地域性に配慮する	スケール感	周辺の街並みや雰囲気合ったスケール感に配慮するとともに、街並みとの接点となる橋詰の修景を図る。	
		橋詰の修景		
		シークエンスデザイン		橋りょうへ向かうアプローチ道路と橋りょうとのシークエンス（連続性）及び重なり合っ見える橋りょう相互のデザインの関連性を考える。
		デザインの関連性		
		ランドマークへの見通し		
	意匠に配慮する	形態・色彩	山並み、ランドマークへの見通しに配慮するとともに、形態や色彩については、背景となる自然環境や街並みに調和させる。なお、色彩は別表3「色彩景観基準」による。	
		全体のバランス	上部工・下部工を一体的に捉えるとともに、桁や地覆 ^{※30} 、高欄 ^{※31} などの連続感を大切に、照明や防音壁などを含めた全体のバランスに配慮する。また、具象的な装飾や華美なデザインは原則として避ける。	
		量感の軽減	軽やかなデザインの高欄や橋脚の面分割などにより全体の量感を抑えるとともに、歩行者の視点から近い、配管や電気設備等もデザインの一部として処理するなど、ディテール処理による修景を図る。	
	桁下の修景			
	付帯物に配慮する	デザインの調和	付帯する案内板や柵等のデザインを統一するほか、集合化を図るとともに、歩行部では安心・快適に歩けるようしつらえの工夫を行う。	
歩道空間の演出				
鉄塔・煙突等	地域性に配慮する	スケール感	街並みへの影響を軽減するために位置やスケール感に十分配慮する。	
		見え方・見せ方		建築物との位置関係など周辺からの見え方に配慮するとともに、足元の緑化を施すなど、周辺との調和を図る。
		調和する色彩		
	全体的な姿に配慮する	量感の軽減	全体の量感を軽減するディテール処理を工夫するとともに、構造美を生かした形態とする。	
		構造美		
付帯物に配慮する	柵などの修景	周囲に設置する立ち入り防止柵などは、街並みと隔絶した印象を与えないように、緑化したり、目立たない色彩を施す。なお、色彩は別表3「色彩景観基準」による。		
擁壁等	地域性に配慮する	最小限の工作物	できるだけ工作物を抑える造成方法や、十分な緑化を行い、人や車に対する圧迫感、違和感を軽減する。	
	付帯物に配慮する	緑化修景		
発電施設 太陽光	地域性に配慮する	柵などの修景	柵や設備等は、周辺の景観を阻害しないよう、設置位置を工夫し、目立たない色彩を施す。なお、色彩は別表3「色彩景観基準」による。	
	付帯物に配慮する	柵などの修景		

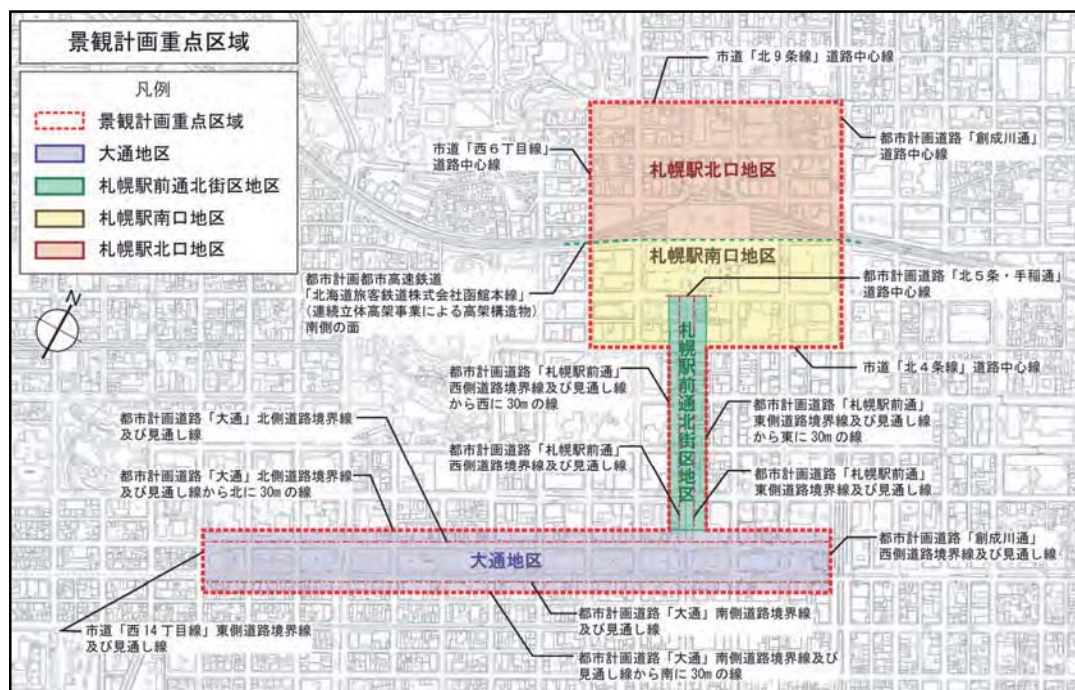
※30 地覆 橋りょう等の端部で路盤面より高くなっている部分。

※31 高欄 橋りょう等の側端部に設ける手すり等。

別表 2

2-1 景観計画重点区域の区域

景観計画重点区域名	概要	範囲
大通地区	都市形成の基軸となり、現在、業務地域と商業地域の間にある大通公園とその沿道地区	「大通」の南北の道路境界からそれぞれ外側に 30 メートルの線、「創成川通」の西側道路境界及び「西 14 丁目通」の東側道路境界に囲まれた区域
札幌駅南口地区	札幌の玄関口 JR 札幌駅の南側一帯の商業と業務が混在する地区	「創成川通」の道路中心線、「北 4 条線」の道路中心線、「西 6 丁目線」の道路中心線及び「JR 北海道函館本線」の南側の面に囲まれる区域で、札幌駅前通北街区地区の区域を除いた区域
札幌駅北口地区	札幌の玄関口 JR 札幌駅の北側一帯の業務と住居が混在する地区	「創成川通」の道路中心線、「北 9 条線」の道路中心線、「西 6 丁目線」の道路中心線及び「JR 北海道函館本線」の南側の面に囲まれる区域
札幌駅前通北街区地区	札幌の玄関口 JR 札幌駅と地下鉄 3 線が集中する大通公園駅の交通拠点をつなぐ札幌のメインストリートとその沿道地区	「札幌駅前通」の東西道路境界からそれぞれ外側に 30 メートルの線、「北 5 条・手稲通」の道路中心線から「大通」に囲まれた区域で、大通地区の区域を除いた区域



2-2 景観計画重点区域における届出対象行為

【届出対象行為】

- ① 建築物等の新築、増築、改築、移転、除却^(*)、大規模な修繕若しくは模様替え又は外観の過半にわたる色彩の変更(以下別表2-2で「建築等」という)
 - ②^{*} 広告物の表示、移転若しくはその内容の変更又は広告物を掲出する物件の設置、改造若しくは移転
 - ③ 土地の形質の変更
 - ④ 樹木の伐採又は植栽
 - ⑤^{*} その他都市景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為
- * 札幌市都市景観条例に基づく届出対象行為

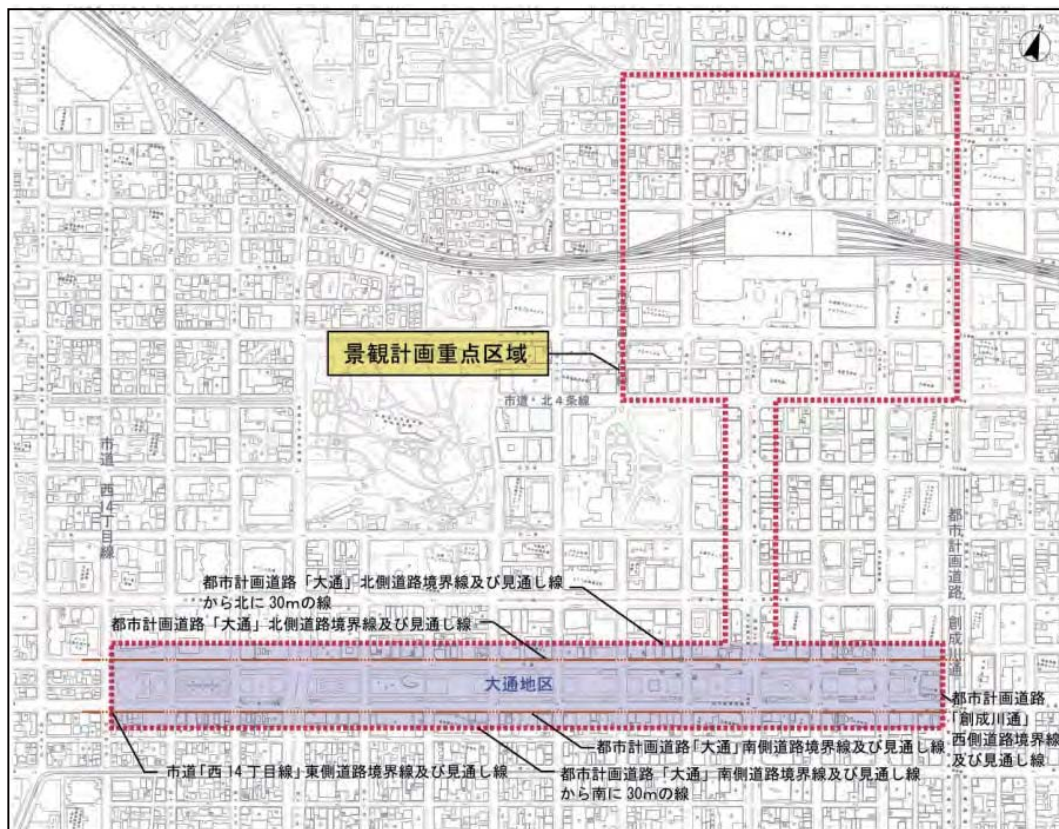
【特定届出対象行為】

- ⑥ 届出対象行為のうち、以下の要件に該当するものについて、特定届出対象行為とする。札幌圏都市計画高度地区規定書第3項の規定により、建築物の高さが、同規定書第1項の規定による限度を超えるものの建築等(ただし、都市計画法第8条第1項第6号の「景観地区」の区域内における建築物の建築等を除く。)
- ⑦ 都市計画法第8条第1項第3号の「高度利用地区」の区域内における建築物(その容積率が、用途地域(都市計画法第8条第1項第1号の「用途地域」をいう。以下同じ。)に関する都市計画において定められた容積率の数値以上のもの、又は、建築基準法第59条第4項の規定による許可に係るものに限る。)の建築等
- ⑧ 都市計画法第8条第1項第4号の「特定街区」の区域内における建築物(その容積率が、用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値以上のもの、又は、その高さが、建築基準法第56条、同法第56条の2若しくは札幌圏都市計画高度地区規定書第1項の規定による限度を超えるものに限る。)の建築等
- ⑨ 都市計画法第8条第1項第4号の2の「都市再生特別地区」の区域内における建築物(その容積率が、用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値以上のもの、又は、その高さが、建築基準法第56条、同法第56条の2若しくは札幌圏都市計画高度地区規定書第1項の規定による限度を超えるものに限る。)の建築等
- ⑩ 都市計画法第12条の5第3項の「再開発等促進区」を定めた地区計画の区域内における建築物(建築基準法第68条の3第1項から第4項までの規定による認定又は許可に係るものに限る。)の建築等
- ⑪ 都市計画法第12条の8の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画(高度利用型地区計画)の区域内における建築物(その容積率が、用途地域に関する都市計画において定められた容積率の数値以上のもの、又は、建築基準法第68条の5の3第2項の規定による許可に係るものに限る。)の建築等
- ⑫ 都市計画法第12条の10の規定により地区整備計画に制限を定めた地区計画(街並み誘導型地区計画)の区域内における建築物(建築基準法第68条の5の5第2項の規定による認定に係るものに限る。)の建築等

2-3-1 大通地区景観計画重点区域における景観形成方針

【景観形成の方針】

- ・みどりにあふれた、連続性のある街並み
- ・四季の彩りを生かした、美しい街並み
- ・都市形成の歴史と遺産を生かした、文化性豊かな街並み
- ・市民に親しまれる、開放的でにぎわいのある街並み



景観計画重点区域図（大通地区）



大通公園



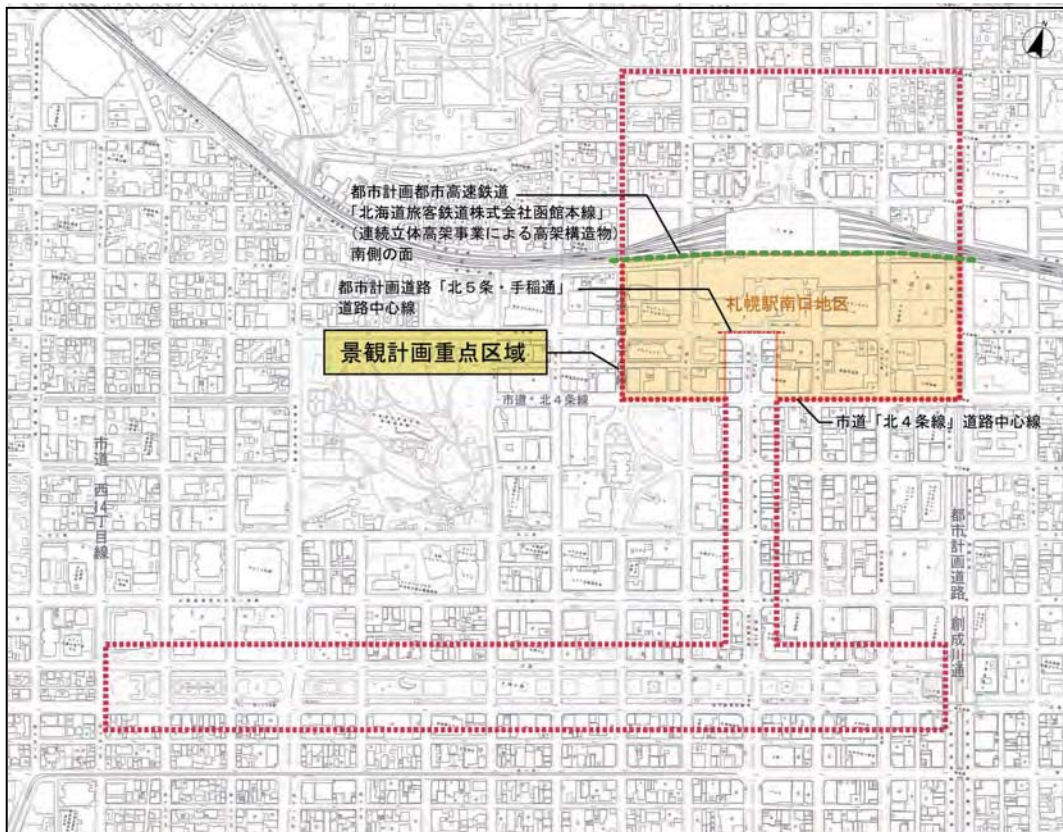
札幌市資料館

2-3-2 大通地区景観計画重点区域における景観形成基準

建築物	位置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建築物の壁面は、道路境界から後退させるとともに、その後退部分は、歩道と一体感をもったデザイン化や緑化等を行うことにより、憩いとうるおいのあるオープンスペースを確保するよう努める。 ○ 壁面後退は、低層部分では3メートル以上とするよう努めるとともに、1階部分のみ後退させる場合の軒高は、3メートル以上とする。
	規模	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小規模な敷地に計画する建築物は、隣接する建築物等との共同化を図るよう努める。
	形態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 1階部分には、ショーウィンドウ・カフェテラス・レストラン等のサービス施設を配置するなど、歩行者に快適さを与えるよう努めるとともに、休日や夜間の景観にも配慮する。 ○ シャッターを配置する場合には、ショーウィンドウの内側に設置するか、又はグリルシャッターを使用するよう努める。 ○ 車の出入口は、やむを得ない場合を除き、公園に面して設置しない。
	外壁の色彩	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公園や周辺の建築物等との調和を図る。 ○ あたたかみのあるものとし、派手な色彩を大面積で使用しないようにする。 ○ なお、色彩は、別表3「色彩景観基準」に準じて行う。
	外壁の材質	<ul style="list-style-type: none"> ○ 汚れにくいものや変色しにくいものなど、美観を保持しやすい材質を使用する。 ○ 道路から見える側面も、正面と同様の仕上げとする。
	塔屋・屋上設備等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 塔屋・屋上設備等は、道路から見えない位置に配置するよう努める。 ○ 道路から見える位置に配置された屋上設備等は、壁面と調和したルーバー等で目かくしをする。
	建築物・屋外広告物以外の工作物	外構
駐車場		<ul style="list-style-type: none"> ○ 屋外駐車場は、道路側に植栽するなど、景観に配慮する。 ○ 車の出入口は、やむを得ない場合を除き、公園に面して設置しない。
その他		<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動販売機類は、公園に面して設置しないよう努める。
屋外広告物	共通	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、ビルの名称を表示するものなど、自家用に供するもののみとし、位置・規模・色彩等は、建築物全体のデザインと調和するよう配慮する。 ○ 発光を伴うものは、動光等の変化をしないものとする。 ○ 色彩は、多色やけばけばしいものを使用しない。
	屋上広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 原則として、建築物1棟につき1か所とする。 ○ 建築物と比べて極端に大きくならないよう、建築物との調和に十分配慮する。
	壁面広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 必要最小限の数・面積とし、建築物の形態や外壁の色彩等と調和のとれたものとする。 ○ 窓面広告物は、ショーウィンドウ内を除き、原則として表示しない。
	突出広告物	<ul style="list-style-type: none"> ○ 敷地内にまとめて共同表示するよう努める。 ○ 文字等の色彩は、派手なものを使用せず、基調となる色を統一するよう努める。

2-4-1 札幌駅南口地区景観計画重点区域における景観形成方針

- ・ 緑豊かで四季の彩りにあふれる街
- ・ すべての人に開かれた、魅力的で活気とやすらぎのある街
- ・ 文化のかおり高い、美しく洗練された空間を共有できる街



景観計画重点区域図（札幌駅南口地区）



札幌駅南口駅前の交差点付近



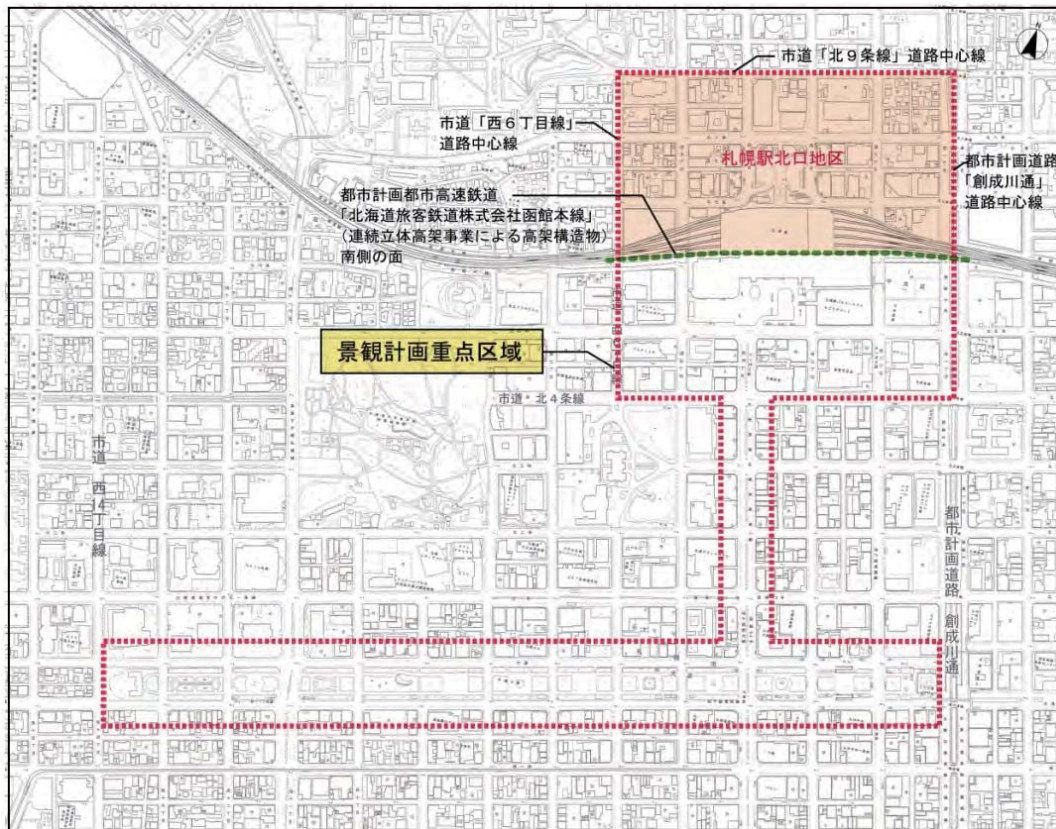
札幌駅南口駅前広場

2-4-2 札幌駅南口地区景観計画重点区域における景観形成基準

広場の演出		<ul style="list-style-type: none"> ○ 駅前広場は、活気とやすらぎに満ちた人の広場として、出会い・集い・語り・憩い・楽しむことができるよう演出する。
建築物等	敷地・緑化計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駅前広場からの空間の連続性を重視し、歩行者の視線レベルにある建物の低層部の開放感を演出し、ゆとりある歩行者空間を創出するよう、建築物等の配置に配慮する。 ○ 歩行者にうらおいとやすらぎを与えるよう、敷地内には植栽や花壇等を設け、緑化に努める。特に道路側のオープンスペースは、緑化修景に配慮し、建築物等との調和を図る。 ○ 街区全体に緑があふれるよう、オープンスペースの緑化の他、屋上や壁面等への立体緑化にも努める。 ○ 四季の彩りを演出するよう、植栽の種類や配置に配慮する。
	形態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駅前広場からの広がり感を演出するよう、中高層部の圧迫感の軽減や、隣り合う建築物等とのスカイラインの連続性に配慮する。 ○ 駅前広場からの空間の連続性を図るよう、隣り合う建築物の低層部の軒高、壁面線、敷地際のしつらえに配慮する。 ○ 歩行者が楽しさとやすらぎを感じられるよう、低層部にはショーウィンドウ・カフェテラス・レストラン等の設置に努める。 ○ 歩行者が文化・芸術にふれられるよう、低層部にはギャラリー・モニュメント・オブジェ等の設置に努める。 ○ 低層部の開放感を演出し、閉店後でも歩いて楽しくなるようしつらえる。 ○ 歩行者空間は、四季を通してすべての人が移動しやすいよう、形態や材質・段差解消等に配慮する。 ○ 目新しさや話題性でデザインするのではなく、時間とともに建築物等の味わいを深め、社会環境の変化に対応できるようなデザインにする。 ○ 窓等のガラス面には、広告物等を掲出ししない。ただし、ショーウィンドウや掲示スペースとして計画的に確保されているなど、良好な景観を損なわないものは除く。
	外壁の色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外壁の色彩は、周囲との調和や、連続する街並みに配慮する。 ○ 外壁のアクセントとなる色彩は、面積を抑えた効果的な使い方をする。 ○ 外壁の材質は、駅前広場や通りの質感・素材感との調和を心がけ、汚れが目立たない工夫をする。 ○ なお、色彩は、別表3「色彩景観基準」に準じて行う。
	塔屋・附帯設備等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駅前広場や通りから見えないように計画する。 ○ 縮小・集約化等を図り、建築物等と一体的になるよう計画する。 ○ スカイラインを乱さない形状とする。
	夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夜の歩行空間を演出する照明装置やショーウィンドウ等の活用により、昼とは異なる魅力的な夜間景観の創出に努める。
	仮設物等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 仮囲いやバリケード等の工事用仮設物や仮設建築物等は、良好な景観を損なわないよう、設置場所・形態・色彩等に配慮する。 ○ なお、色彩は、別表3「色彩景観基準」に準じて行う。
	自動販売機類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動販売機類は、建築物等と一体的になるよう計画する。なお、駅前広場や駅前通に面して設置しない。
	景観の維持管理	

2-5-1 札幌駅北口地区景観計画重点区域における景観形成方針

- ・ 緑豊かで、四季の彩りを生かした街
- ・ すべての人に開かれた、やさしく魅力的で活気にあふれる街
- ・ 文化のかおり高く、やすらぎのある空間を共有できる街



景観計画重点区域図（札幌駅北口地区）



札幌駅北口駅前広場



北8条通

2-5-2 札幌駅北口地区景観計画重点区域における景観形成基準

建築物等	敷地・緑化計画	<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩行者の視線レベルにある建物の低層部を開放的に計画し、ゆとりある歩行者空間が得られるよう、建築物等の配置に配慮する。 ○ うるおいとやすらぎが得られるよう、敷地内には植栽や花壇等を設け、道路側の空地は、地区周辺の緑と連続した緑化に努める。 ○ 街区全体に緑があふれるよう、屋上や壁面等への立体緑化にも努める。 ○ 四季の彩りが楽しめるよう、植栽の種類や配置に工夫し、建築物等との調和を図る。
	形態	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中高層部の圧迫感を軽減し、隣り合う建築物等とのスカイライン・低層部の軒高・壁面線等の連続性や敷地際のしつらえに配慮する。 ○ 低層部に開放感が得られるよう計画し、歩行者が休息できるベンチやカフェテラス等の設置に努め、歩いて楽しい空間を計画する。 ○ 歩行者空間は、四季を通して移動しやすいよう、段差をつくらず、また、形態や材質等に配慮し、連続性を大切に計画する。 ○ 歳月とともに建築物等が風格を増し、社会環境の変化に対応できるようなデザインにする。 ○ 窓等のガラス面には、広告物を掲出しない。
	外壁の色彩・材質	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外壁の色彩は、周囲との調和や、街並みに配慮する。 ○ 外壁のアクセントとなる色彩は、面積を抑えた効果的な使い方をする。 ○ 外壁の材質は、周囲の質感・素材感との調和を心がけ、汚れが目立たない工夫をする。 ○ なお、色彩は、別表3「色彩景観基準」に準じて行う。
	塔屋・屋上設備・附属建築物等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通りから見えないように計画する。 ○ 縮小・集約化等を図り、建築物等と一体的になるよう計画する。 ○ 建物自体のスカイラインを乱さない形状とする。
	夜間景観	<ul style="list-style-type: none"> ○ 昼とは異なる魅力的な夜間景観を計画するよう努める。
	自動販売機類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自動販売機類は、街並みや空間の連続性に配慮し、建築物等と一体的になるよう計画する。なお、通りに面する場所に露出して設置しない。
	電線類	<ul style="list-style-type: none"> ○ 美しい街並みに配慮し、電線や電柱等は地中化するよう努める。
	仮設物等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 工事用仮設物や仮設建築物等は、良好な景観を損なわないよう、設置場所・形態・色彩等に配慮する。 ○ なお、色彩は、別表3「色彩景観基準」に準じて行う。
景観の維持管理		<ul style="list-style-type: none"> ○ 土地・建物所有者等と行政は、協働でより良い景観の形成と維持管理に努める。

2-6-1 札幌駅前通北街区地区景観計画重点区域における景観形成方針

街並みの目標像	建築物等の整備の指針
1 都市形成の歴史を活かした統一感のある街並み	<p>1-1 札幌駅前通の景観特性に配慮する 札幌駅前通は、都心の格子状の道路のなかでも、ゆとりのある幅員と、3列の並木による豊かな緑が特徴となっている。また、沿道の建築物の高さがほぼ道幅に近いスケールでそろっており、風格を感じさせる街並みの壁面が形成されている。こうした景観要素により、札幌駅前広場からの見通し景（ビスタ）が効いた統一感のある通りとなっている。 ビスタの効いた通りは、連続性のある強い印象を与える一方で、単調になりがちな面もあるが、札幌駅前通では、道庁赤レンガをアイストップとしたイチョウ並木をはじめ、一定の間隔で道路が交差することにより視界が開け、景観の変化を味わうことができる。 今後、土地利用が高度化し、新たなスカイラインが形成されていくことが考えられるが、街並みの統一感や辻ごとの変化を大切にすることが必要である。</p> <p>1-2 落ち着いた色彩計画により、周辺との調和に配慮する 札幌駅前通の街並みは、落ち着いた色調の建築物からなり、通りには道庁赤レンガを意識した素材や色の使用も見られる。 こうした色彩、素材の特徴や、建築物の高さと道幅とのバランスがとれた通りの困われ感を活かし、周辺と調和した落ち着いた色彩計画とすることが大切である。</p>
2 歩いて楽しいにぎわいを感じる街並み	<p>2-1 低層部は、連続したにぎわいが感じられるよう配慮する 歩行者の目線に触れやすい低層部の表情は、にぎわい感がある街並みを形成するうえで重要な役割を果たす。 低層部に商業・飲食施設などを配置する場合は、建築物内部のにぎわいを感じられるよう、開放性を演出することが大切である。一方、業務施設等は営業時間外に閉鎖的にならないよう、通りの連続したにぎわい感の演出が求められる。 また、街並みににぎわい感には夜間の演出も重要である。札幌駅前通では、地下歩行空間のスルーホールの暖色系の光や冬期間のイルミネーションにより、楽しく歩ける環境が整えられている。沿道の建築物においても、これらと協調しながら夜間景観を演出することが必要である。 低層部の連続性、開放性や夜間景観の演出によって、時間帯を問わず、にぎわいが感じられるよう配慮することが大切である。</p>
3 様々な活動による新たな都市文化を感じる街並み	<p>3-1 オープンスペースを活用し、様々な活動が行われるよう配慮する 都市の魅力は、街並みや建築物等の美しさだけではなく、訪れた人々がまち歩きをしたり、休憩、読書や軽食をしたり、人の流れや動きを楽しんだりといった様々な活動の展開により、豊かな時間を過ごせることからもつくりられていく。 人々のまちなかでの様々な活動により、新たな都市文化が育まれるよう、道路と建築物の中間領域にオープンスペースを設け、演出することが大切である。</p>
4 メインストリートとして品格のある街並み	<p>4-1 品格ある街並み形成のため、質の高い形態意匠とするよう配慮する 札幌駅前通は、札幌の玄関口である札幌駅前広場からのメインストリートであり、この通りの景観は、札幌のイメージに及ぼす影響が大きい。 品格ある街並みを形成していくために、札幌駅前通沿道及び札幌駅前広場に面する建築物等の形態意匠の質を高めることが重要である。 このため、札幌駅前広場からの広がり感や空間の連続性に配慮するとともに、目新しさや話題性を形態意匠の拠りどころとせず、経年変化にも陳腐化しない形態意匠とすることが大切である。</p> <p>4-2 広告物は、街並みの品格を損なわないよう掲出方法に配慮する 広告物は、施設の案内誘導等や街並みににぎわいを演出する役割をもつ一方、掲出方法によっては乱雑な印象を与えるおそれがある。 このため、街並みの品格を損なわないよう、広告物の掲出方法に配慮することが大切である。</p>

4-3 無機質になりがちな付帯設備等は、形態意匠や位置等に配慮する

・屋上設備等は、必要な機器である一方、その形態意匠は無機質になりがちである。また自動販売機は、設置位置によって乱雑な印象を与える。

このため、これらの付帯設備等は、本体建築物と一体となるように形態意匠や設置位置に配慮することが大切である。

4-4 景観の維持管理に努める

良好な景観の形成には、建築当初の質の高さを維持していくことが必要である。

このため、建築物や敷地内の植栽等を、適切に管理することが求められる。

また、建築物除却後の更地は、廃れた印象を与えないよう、適切に維持管理を行うよう努めることが大切である。



景観計画重点区域図（札幌駅北口地区）



札幌駅前通交差点付近



北3条西2丁目付近

2-6-2 札幌駅前通北街区地区景観計画重点区域における景観形成基準

良好な景観の形成に関する方針		景観形成基準
街並みの目標像	建築物等の整備の指針	
1 都市形成の歴史を活かした統一感のある街並み	<p>1-1 札幌駅前通の景観特性に配慮する</p> <p>札幌駅前通は、都心の格子状の道路のなかでも、ゆとりのある幅員と、3列の並木による豊かな緑が特徴となっている。また、沿道の建築物の高さがほぼ道幅に近いスケールでそろっており、風格を感じさせる街並みの壁面が形成されている。こうした景観要素により、札幌駅前広場からの見通し景（ビスタ）が効いた統一感のある通りとなっている。</p> <p>ビスタの効いた通りは、連続性のある強い印象を与える一方で、単調になりがちな面もあるが、札幌駅前通では、道庁赤れんがをアイストップとしたイチョウ並木をはじめ、一定の間隔で道路が交差することにより視界が開け、景観の変化を味わうことができる。</p> <p>今後、土地利用が高度化し、新たなスカイラインが形成されていくことが考えられるが、街並みの統一感や辻ごとの変化を大切にすることが必要である。</p>	<p>中高層部の壁面位置の連続性に配慮した形態意匠とする。</p> <p>街区の角に位置する建築物は、隅切り部のオープンスペースの設置や両方の通りに向けた正面づくりなど、街角の印象を高めるよう配慮した形態意匠とする。</p>
	<p>1-2 落ち着いた色彩計画により、周辺との調和に配慮する</p> <p>札幌駅前通の街並みは、落ち着いた色調の建築物からなり、通りには道庁赤れんがを意識した素材や色の使用も見られる。</p> <p>こうした色彩、素材の特徴や、建築物の高さと道幅とのバランスがとれた通りの囲われ感を活かし、周辺と調和した落ち着いた色彩計画とすることが大切である。</p>	<p>建築物等は、別表3「色彩景観基準」(4)札幌の景観色70色と、その近似色（限界色票参照）とし、周辺との調和に配慮した色彩計画とする。ただし、れんがや札幌軟石などの自然素材を調色せず使用する場合はこの限りでない。</p> <p>建築物の表情に変化を与えるアクセントカラーは、低中層部で使用し、色数や面積を抑える。</p>
2 歩いて楽しいにぎわいを感じる街並み	<p>2-1 低層部は、連続したにぎわいが感じられるよう配慮する</p> <p>歩行者の目線に触れやすい低層部の表情は、にぎわい感がある街並みを形成するうえで重要な役割を果たす。</p> <p>低層部に商業・飲食施設などを配置する場合は、建築物内部のにぎわいを感じられるよう、開放性を演出することが大切である。一方、業務施設等は営業時間外に閉鎖的にならないよう、通りの連続したにぎわい感の演出が求められる。</p> <p>また、街並みににぎわい感には夜間の演出も重要である。札幌駅前通では、地下歩行空間のスルーホールの暖色系の光や冬期間のイルミネーションにより、楽しく歩ける環境が整えられている。沿道の建築物においても、これらと協調しながら夜間景観を演出することが必要である。</p> <p>低層部の連続性、開放性や夜間景観の演出によって、時間帯を問わず、にぎわいを感じられるよう配慮することが大切である。</p>	<p>建築物の2階以下で分節化し、低層部は周辺との連続性に配慮した形態意匠とする。</p> <p>低層部に設ける開口部は、開放性の確保やショーウィンドウの設置など、機能に応じて配慮した形態意匠とする。</p> <p>ショーウィンドウなど開口部から発せられる光、壁面やオープンスペース等の照明により、昼とは異なる魅力的な夜間景観の創出に努める。また、落ち着いた光や建築物の素材等を活かした照明計画に配慮する。</p> <p>自動車の出入口は、札幌駅前通に面して設置しない。ただし、障がい者用の駐車スペース等はこの限りでない。</p>

<p>3 様々な活動による新たな都市文化を感じる街並み</p>	<p>3-1 オープンスペースを活用し、様々な活動が行われるよう配慮する 都市の魅力は、街並みや建築物等の美しさだけではなく、訪れた人々がまち歩きをしたり、休憩、読書や軽食をしたり、人の流れや動きを楽しんだりといった様々な活動の展開により、豊かな時間を過ごせることからもつくられている。 人々のまちなかでの様々な活動により、新たな都市文化が育まれるよう、道路と建築物の中間領域にオープンスペースを設け、演出することが大切である。</p>	<p>イベントやオープンカフェなど、にぎわいや憩いの場として活用されるよう、札幌駅前通に面してオープンスペースの設置に努める。 オープンスペースが魅力的に活用されるよう、植栽、意匠に配慮されたベンチ、日よけや移動式ワゴン等の設置に努める。 オープンスペースの舗装は、歩道と調和するよう仕上げるとともに、段差を生じないものとする。</p>
<p>4 メインストリートとして品格のある街並み</p>	<p>4-1 品格ある街並み形成のため、質の高い形態意匠とするよう配慮する 札幌駅前通は、札幌の玄関口である札幌駅前広場からのメインストリートであり、この通りの景観は、札幌のイメージに及ぼす影響が大きい。 品格ある街並みを形成していくために、札幌駅前通沿道及び札幌駅前広場に面する建築物等の形態意匠の質を高めることが重要である。 このため、札幌駅前広場からの広がり感や空間の連続性に配慮するとともに、目新しさや話題性を形態意匠の抛りどころとせず、経年変化にも陳腐化しない形態意匠とすることが大切である。</p> <p>4-2 広告物は、街並みの品格を損なわないよう掲出方法に配慮する 広告物は、施設の案内誘導等や街並みにのぎわいを演出する役割をもつ一方、掲出方法によっては乱雑な印象を与えるおそれがある。 このため、街並みの品格を損なわないよう、広告物の掲出方法に配慮することが大切である。</p> <p>4-3 無機質になりがちな付帯設備等は、形態意匠や位置等に配慮する 塔屋・屋上設備等は、必要な機器である一方、その形態意匠は無機質になりがちである。また自動販売機は、設置位置によって乱雑な印象を与える。 このため、これらの付帯設備等は、本体建築物と一体となるように形態意匠や設置位置に配慮することが大切である。</p> <p>4-4 景観の維持管理に努める 良好な景観の形成には、建築当初の質の高さを維持していくことが必要である。 このため、建築物や敷地内の植栽等を、適切に管理することが求められる。 また、建築物除却後の更地は、廃れた印象を与えないよう、適切に維持管理を行うよう努めることが大切である。</p>	<p>建築物等は、周囲と調和しない他の文化様式の模倣や疑似素材の使用をせず、質の高い形態意匠とするものとする。 札幌駅前広場に面する建築物は、中高層部の圧迫感の軽減や、隣り合う建築物等とのスカイラインの連続性に配慮する。 ショーウィンドウ等の内部の掲出物は、質の高いデザインとするよう配慮する。また、窓等のガラス面の内部には広告物を掲出しない。 塔屋・屋上設備等は、札幌駅前広場及び前面道路から直接見えない位置に配置する。やむを得ず前面道路から直接見える位置となる場合は、建築物の壁面と一体となった目隠し等を設ける。 この場合、目隠し等の高さは10メートルを超えないものとする。 自動販売機等は、建築物と一体となるように設置するとともに札幌駅前広場及び札幌駅前通に正面を向けて設置しない。 より良い景観形成のため、土地所有者等は周辺と協調して、土地・建築物の維持管理に努める。</p>

別表3 色彩景観基準

(1)建築物及び工作物の外観における基調となる色彩の範囲は『札幌の景観色 70 色』（マンセル値を参考）とする。

ただし、れんがや札幌軟石などの素材、使用規模等により景観形成上の支障がないと認められる場合、または道路交通法等の他法令に基準のある場合は、この限りでない。

(2)計画建築物等の両側を意識した「向こう三軒両隣」の考え方に基づき、周辺建築物等との調和に努めるとともに、特別な事情がない限り、同じ印象になるよう、または調和して見えるよう計画する。

(3)色彩計画にあたっては次の考え方を基本に行なう。

- ①計画地が建築物等の密集地である場合は、周辺に圧迫感を与えないよう、また、計画建築物等の向いている方角を考慮する
- ②計画地が郊外である場合は、その土地の自然環境に見られる色(木の幹、土の色、石の色など)の類似色を選ぶことも考えられる
- ③計画建築物等の配色を考える場合は、街並みの連続性に配慮するとともに、アクセントカラーを用いるときは低層部分又は面積を抑えた効果的な使い方とする
- ④橋りょう、高架橋、擁壁などの大規模な水平工作物は、周りとの調和に配慮する
- ⑤鉄塔、煙突などの大規模な垂直工作物は、周囲環境と同化させる

(4)札幌の景観色 70 色

10RP 9.0/0.8 Vp. -1 tone 薄桜 (うすぎくら)	2.5YR 9.0/0.5 Vp. -1 tone 雪灯 (ゆきあかり)	10YR 9.0/0.5 Vp. -1 tone 乳白 (ミルクスノー)	5GY 9.0/0.5 Vp. -1 tone 鈴蘭 (すずらん)	10G 9.0/0.8 Vp. -1 tone 陽光白 (シャイングライト)	5BG 8.5/1.0 Vp. -1 tone 氷白 (アイスグリーン)	7.5PB 9.0/2.0 Vp. -2 tone 氷柱 (つらら)	2.5P 9.0/2.0 Vp. -2 tone 雪花 (せっか)	10B 9.0/1.5 Vp. -1 tone 水晶白 (クリスタルホワイト)	N9 新雪 (しんせつ)
5RP 8.5/0.5 Vp. -1 tone 綿毛 (わたげ)	5YR 8.5/0.5 Vp. -1 tone 百合が原 (ゆりがはら)	7.5Y 8.5/1.0 Vp. -1 tone 白樺 (しらかば)	5GY 8.5/1.5 Lgr. -1 tone 路の臺 (ふきのとう)	7.5G 8.0/2.0 Lgr. -1 tone 氷雨 (ひさめ)	5BG 8.0/2.0 Lgr. -1 tone 雪まつり (ゆきまつり)	6PB 8.5/2.0 Lgr. -1 tone 雪虫 (ゆきむし)	5RP 8.0/1.5 Lgr. -1 tone リラ霞 (りらかすみ)	10B 8.0/1.5 Vp. -1 tone 凍白 (とうはく)	PB N8.5 霧氷 (むひょう)
10R 8.0/1.0 Lgr. -1 tone 白茶 (しらちゃ)	7.5YR 7.5/1.0 Lgr. -1 tone 雪消水 (ゆきげみず)	5Y 8.0/2.0 Lgr. -1 tone 札幌玉葱 (さっぽろたまねぎ)	5GY 8.0/2.0 Lgr. -1 tone キャベツ (きゃべつ)	5G 7.0/2.0 Lgr. -2 tone 創成柳 (そうせいやなぎ)	5BG 7.0/2.0 Lgr. -2 tone 樹氷 (じゅひょう)	6PB 7.0/2.0 Lgr. -2 tone 雪影 (ゆきかげ)	5RP 7.0/2.0 Lgr. -2 tone ライラック (らいらくく)	2.5B 7.0/2.0 Lgr. -2 tone 薄氷 (うすこおり)	PB N7.5 銀鱗 (ぎんりん)
10R 7.0/1.5 Lgr. -2 tone カフェ・オーレ (かふえ・おーれ)	1Y 7.0/1.5 Lgr. -2 tone ベージュ (べーじゅ)	7.5Y 7.5/3.0 Lgr. -1 tone 薄 (すすき)	5GY 6.5/2.0 Lgr. -2 tone 中の島 (なかのしま)	2.5G 6.2/4.0 L. -2 tone 榆 (えるむ)	5BG 6.0/4.0 L. -2 tone 山鳴らし (やまならし)	6PB 6.0/5.0 L. -3 tone 蝦夷延胡索 (えぞえんごさく)	5RP 6.0/2.0 Gr. -1 tone 藤野 (ふじの)	5B 6.0/1.5 Lgr. -1 tone 札幌軟石 (さっぽろなんせき)	PB N6.5 吹雪 (ふりざーど)
10R 5.7/4.0 L. -2 tone ミルク金時 (みるくきんとき)	5YR 5.7/4.0 L. -2 tone 蝦夷栗鼠 (えぞりす)	2.5Y 5.7/4.0 L. -2 tone 馬鈴薯 (ばれいしょ)	7.5GY 5.7/4.0 L. -2 tone 羊ヶ丘 (ひつじがおか)	10GY 5.0/4.5 Dl. -1 tone モエレ沼 (もえれぬま)	5BG 4.3/4.0 L. -2 tone オーロラ (おーろら)	6PB 5.5/3.0 L. -2 tone ラベンダー (らべんだー)	7.5RP 4.5/2.0 Gr. -2 tone 雁金草 (かりがねそう)	5B 5.0/1.5 Gr. -1 tone 郭公 (かつこう)	PB N5.0 蝦夷臯 (えぞふくろう)
7.5R 3.0/8.0 Dp. -1 tone ペチカ (ペチカ)	5YR 4.0/6.0 Dl. -4 tone 蝦夷鹿 (えぞしか)	7.5YR 4.0/6.0 Dl. -4 tone ピア茶 (ひあちゃ)	5GY 4.0/6.0 Dl. -4 tone 藻岩山 (もいわやま)	10GY 4.0/4.0 Dl. -2 tone 三角山 (さんかくやま)	7.5G 4.0/4.0 Dl. -2 tone ポプラ (ぼぷら)	5PB 4.0/3.5 Dl. -2 tone 豊平川 (とよひらがわ)	7.5RP 2.3/4.0 Dk. -1 tone 小豆 (あずき)	10B 4.0/1.5 Gr. -2 tone 石切山 (いしまりやま)	PB N3.5 開拓使 (かいたくし)
7.5R 2.3/6.0 Dk. -1 tone 煉瓦 (れんが)	2.5YR 2.3/4.0 Dk. -1 tone 生チョコ (なまちょこ)	10YR 3.3/4.0 Dk. -1 tone 団栗 (どんぐり)	5GY 3.3/4.0 Dk. -1 tone 熊笹 (くまざさ)	2.5G 2.3/4.0 Dk. -1 tone 芸術の森 (げいじゅつのもり)	2.5BG 2.3/4.0 Dk. -1 tone 蝦夷松 (えぞまつ)	5PB 2.3/2.5 Dgr. Tone 藍の里 (あいのさと)	5RP 2.3/2.5 Dgr. Tone 蝦夷紫 (えぞむらさき)	5PB 2.0/1.5 Dgr. Tone 月無夜 (みつないと)	N1.5 墨烏 (すみからす)

上段 マンセル値とは：色を表す3属性（色相、明度、彩度）を数値化して色を表現したもの

下段 トーンとは：明暗、濃淡、派手地味など明度と彩度から生まれる色の調子

※この資料は、印刷のため実際のマンセル値とは異なります。正確には、塗装色見本を参考にしてください。